

『わかる！行政書士 総合テキスト 2010年度版』(日本経済新聞出版社) 訂正表  
平成22年6月8日現在

ページ	箇所	誤り	正しい
539	③行政指導の方式(35条)	2項	削除
		3項	2項
		4項	3項
581	2本文4行目	不作為庁は何らかの行為をするか	不作為庁は
582	③タイトル	裁決(決定)の方式、効力発生時期、効力	裁決(決定)の方式

『わかる！行政書士 総合問題集 2010年度版』(日本経済新聞出版社) 訂正表  
平成22年6月8日現在

ページ	箇所	誤り	正しい
285	記述才	妥当でない	妥当である
704	問題13記述エ	特許無効審判は	特許無効審判が
707	問題18肢4	同条3条	同法3条
707	問題19肢5	最判昭56.12.16	最大判昭56.12.16
711	問題26肢1	内閣設置法	内閣府設置法
711	問題26肢4	同法13条	内閣府設置法13条

『1分マスター行政書士 重要用語・重要判例編』(中経出版) 訂正表  
平成23年8月24日現在

ページ	箇所	誤り	正しい
68	最高裁判所の権限②の表	-	削除
100	表 手続 文書閲覧権	文書閲覧権が認められるのは、当該不利益処分が……。	文書閲覧権が認められるのは、当事者及び当該不利益処分が……。
114	(1) 必要的執行停止	→審査請求人から執行停止の申立てがあった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行から生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある認めるとき	→審査請求人から執行停止の申立てがあった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行から生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある認めるとき
183	表 1行目	約定担保物権	法定担保物権
		法定担保物権	約定担保物権

『1分マスター行政書士 重要条文編』(中経出版) 訂正表  
平成23年8月24日現在

ページ	箇所	誤り	正しい
41	ポイント	議員内閣制	議院内閣制

『行政書士年度別過去問 平成18～21年度』(法学書院) 訂正表  
平成22年6月8日現在

ページ	箇所	誤り	正しい
67	肢4	これには、行政指導も含まれる。	削除
300	肢3	義務付け訴訟は、行政庁の処分を義務づける訴訟であり、抗告訴訟である(行政事件訴訟法3条6項)。よって、公法上の当事者訴訟(行政事件訴訟法4条後段)ではない。	不作為の違法確認訴訟は、法令に基づく申請をした場合に提起できる訴訟であり(行政事件訴訟法3条5項)、抗告訴訟である。

以上